生第101785号	配合肥料	Ｈ－コープ苦土ほう素尿素入り複合硝加燐安Ｓ271号	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町９番23号
生第101786号	配合肥料	くみあい苦土ＵＦ尿素入り複合硝加燐安764	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町９番23号
生第101787号	配合肥料	くみあい苦土尿素入り複合硝加燐安Ｓ555号	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町９番23号
生第101788号	配合肥料	Ｈ－コープ苦土マンガンほう素尿素入り複合硝加燐安Ｓ004号	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町９番23号
生第101789号	配合肥料	Ｈ－コープ苦土尿素入り複合硝加燐安Ｓ375号	北海道サンアグロ株式会社	北海道函館市北浜町９番23号
生第101791号	化成肥料	くみあい尿素マンガンほう素有機入り粒状馬鈴薯専用203	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第101793号	化成肥料	くみあい尿素苦土マンガンほう素有機入り枝豆専用Ｓ558	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第101794号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成200	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第101800号	化成肥料	有機入り化成Ｈ－９－１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第101802号	混合加里肥料	粒状混合加里ケイ酸１号	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
輸第101713号	化成肥料	化成肥料14－14－14	住友商事株式会社	東京都中央区晴海１丁目８番11号
輸第101714号	化成肥料	ウレアホルム入り高度化成10－10－10＋1.5	赤城物産株式会社	東京都世田谷区経堂三丁目８番11号
輸第101719号	化成肥料	17.5－45.5－40.0　燐安	三井物産株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目１番３号
輸第101749号	混合加里肥料	APPJK13MDG50－２	東洋グリーン株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目33番８号
輸第101750号	配合肥料	空散用NK配合	三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号
輸第101756号	化成肥料	りん安　10－50	新ケミカル商事株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第101757号	魚かす粉末	魚かす粉末Ａ	新東トレーディング株式会社	愛知県名古屋市天白区元植田一丁目2101番地
輸第101758号	化成肥料	化成肥料15－０－20	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第101759号	魚かす粉末	フィッシュミール４－８	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第101760号	硫酸苦土肥料	24％硫酸マグネシウム	株式会社ミズホ	愛知県名古屋市昭和区山花町64番地の１
輸第101761号	化成肥料	DAP	日星産業株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
輸第101762号	重過りん酸石灰	42％重過りん酸石灰	株式会社ミズホ	愛知県名古屋市昭和区山花町64番地の１
輸第101779号	化成肥料	レオ印りん安１号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第101780号	化成肥料	11－50燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第101801号	硫酸アンモニア	硫安１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定が効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

平成二十八年二月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

指定番号	指定年月日	失効年月日	略称事業の区分の	業指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
二八一〇〇二	平成二十年三月五日	平成二十二年八月一日	血圧計第一類	日本光電富岡株式会社　群馬県富岡市七百四十六番地

○国土交通省告示第三百七号

二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十八年三月十九日及び同月二十日の正午から午後二時までの間に限る。）。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

大阪府貝塚市二色南町西側岸壁南端から二百十二度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十度六百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から三十二度の方向に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第三百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中条川

（二）　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第三百三十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

長野県下水内郡栄村大字北信字中条四三九五番一一号及び二号

四三九六番二　三号及び四号

四三九五番三　五号

二（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

横沢川二

（二）　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上高井郡高山村大字高井字月生六七八〇番　一号

六七八一番　二号

六七七三番　三号

六七五八番　四号及び五号

六七五二番　六号

六六八九番　七号

六六八六番イ　八号及び九号

三（一）　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

どうろうく東沢

（二）　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域